

平成20年 第8回定例県教育委員会会議
教育長報告

I 報告事項

平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

II 事項の説明

1 調査の目的

- (1) 子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析し、子どもの体力の向上に係る施策の成果及び課題を検証することによりその改善を図る。
- (2) 各教育委員会、学校が全国的な状況との関係において管下の子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各学校が児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査期間 平成20年4月～7月 (各学校で調整)

3 調査の対象 ※ 実施41市町村

○小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年

・小学校265校：16,341人 ・特別支援学校1校：4人

○中学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年

・中学校153校：16,380人 ・特別支援学校1校：10人

4 調査の内容

- (1) 実技調査※現在、各学校で行われている新体力テストと同種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、50m走、立ち幅とび、ハンドボール〔ソフトボール〕投げ、持久走〔20mシャトルラン〕の8種目)
- (2) 質問紙調査
 - ア 児童生徒に対する調査
・生活習慣、食習慣、運動習慣に関するアンケート調査
 - イ 学校に対する調査
・体育的活動の取組状況や教育諸条件の整備状況に関する調査

5 調査結果の公表

- (1) 公表の時期 12月予定
- (2) 公表等の内容
 - 国全体、各都道府県、地域の規模別の調査結果の公表
 - 都道府県、市町村、学校、児童生徒に各々の調査結果の提供
- (3) 調査結果の取り扱いに関する配慮事項
調査結果については、過度な競争につながらないようにすること、及び体力は個人の発育・発達の状況が大きく関わっていることなどに十分配慮して、適切に取り扱うものとする。

6 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の活用について

- (1) 今回の全国調査は、実施学年が単学年であるが、調査対象が全国規模となることから、本県の児童生徒の体力向上・体育・健康に関する指導などの改善に役立つ資料になるものと期待できる。
- (2) 調査結果を受けての具体的な取組
本県が推進している体力向上対策の中で調査結果の分析・考察を行い、学校、家庭、地域が取り組む内容を整理しその取り組みのための支援を行う。
 - ① 学校に対しては、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等を分析・把握するための校内体力向上推進委員会等を設置し、体育・健康に関する授業の工夫改善を図るとともに、学校の教育活動全体を通して体力の向上の推進を行う。
 - ② 家庭・地域に対しては、子どもたちが安全で安心して運動やスポーツ、外遊びなどができる環境づくりを促進するとともに、学校と連携しながら、体力向上の啓発運動を行う。